

令和3年度

豊前市財政健全化審査  
及び経営健全化審査意見書

豊前市監査委員

4 豊監第33-3号  
令和4年8月23日

豊前市長 後藤元秀 殿

豊前市監査委員 初山吉治  
豊前市監査委員 梅丸晃

令和3年度 豊前市財政健全化審査及び  
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和3年度 豊前市財政健全化審査及び  
経営健全化審査意見書

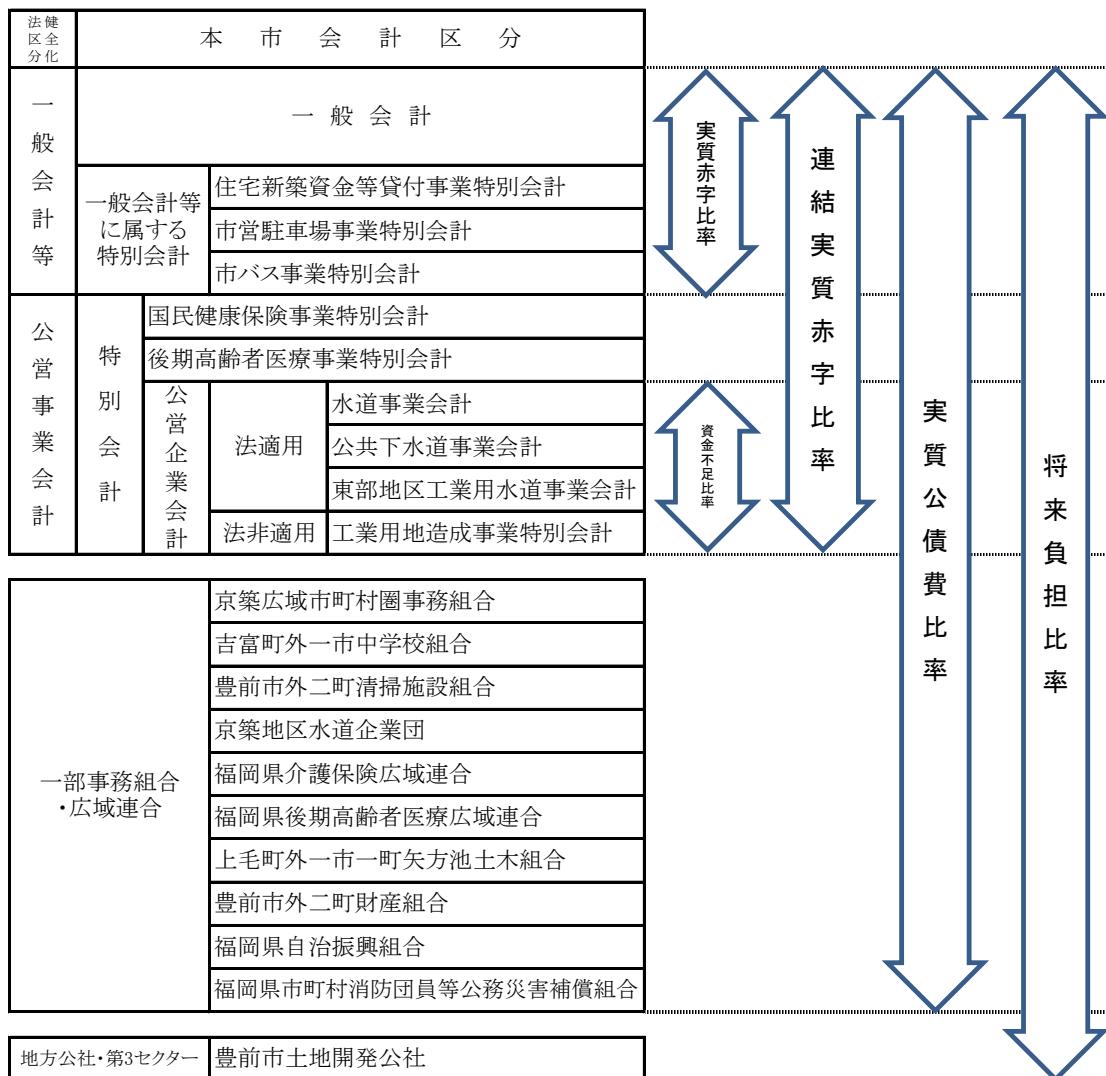
目 次

第1. 審査の対象 .....	1
第2. 審査の方法 .....	2
第3. 審査の期間 .....	2
第4. 審査の結果及び状況 .....	2
1. 審査の結果 .....	2
2. 健全化判断比率の状況 .....	2
(1) 実質赤字比率 .....	4
(2) 連結実質赤字比率 .....	5
(3) 実質公債費比率 .....	6
(4) 将来負担比率 .....	8
3. 資金不足比率の状況 .....	9
第5. 意見 .....	11

## 第1. 審査の対象

- ・令和3年度 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率 (2) 連結実質赤字比率 (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- ・令和3年度 資金不足比率

それぞれの比率の審査の対象となる本市の会計区分を図式化すると以下のとおりとなる。



## 第2. 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に従い適正に作成されているか、計数が正確であるか関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続により実施した。

## 第3. 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月9日まで

(水道事業会計、公共下水道事業会計、東部地区工業用水道事業会計に係る資金不足比率審査については、令和4年7月1日から令和4年8月9日まで)

## 第4. 審査の結果及び状況

### 1. 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令等に従い適正に作成されており、算定対象となる会計等はすべて網羅され、計数も正確であると認める。

### 2. 健全化判断比率の状況

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観

的に表す意義を持つものである。

本市の令和3年度の健全化判断比率の状況は、下表のとおりである。

(単位:%)

財政指標名	令和元年度 健全化判断比率	令和2年度 健全化判断比率	令和3年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	—	—	13.92	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	18.92	30.00
③ 実質公債費比率	10.2	9.4	9.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	50.4	36.2	20.6	350.0	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率において実質収支が黒字の場合、当該比率はーで表示

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が赤字ではないため、「ー」で表示している。

実質公債費比率は9.1%で、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%)を下回っている。また、将来負担比率についても、20.6%で、早期健全化基準(350%)を下回っている。

その結果、本市の比率はいずれも国の示す基準からみて、健全な財政の範囲にある。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{実質赤字比率(%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}} \times 100$$

(単位:千円、%)

会計名		実質収支		増減
		令和3年度	令和2年度	
一般会計等	一般会計	443,160	162,936	280,224
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	△ 437	△ 2,038	1,601
	市営駐車場事業特別会計	35	11	24
	市バス事業特別会計	0	63	△ 63
	計	442,758	160,972	281,786
	実質赤字額 A	△ 442,758	△ 160,972	△ 281,786
標準財政規模 B		7,402,147	7,126,818	275,329
実質赤字比率 (A/B)×100	比率	—	—	—
	算定値	△ 5.98	△ 2.25	△ 3.73

早期健全化基準	13.92
財政再生基準	20.00

(注) 1 実質赤字額及び比率は「△(マイナス)」表示が黒字、「正数」表示が赤字である。

令和3年度の実質収支額は4億4275万8千円の黒字で、実質赤字比率（算定値）は△5.98%である。この結果、令和3年度の実質赤字比率は早期健全化基準を下回っている。また、前年度に比べ3.73ポイント改善している。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{連結実質赤字比率(%)} = \frac{\text{(実質赤字額} + \text{資金不足額}) - (\text{実質黒字額} + \text{資金剩余额})}{\text{標準財政規模の額}} \times 100$$

(単位:千円、%)

健全化 法区分	本市会計区分		令和3年度	令和2年度	増減	
一般会計等	一般会計 ①		443,160	162,936	280,224	
	一般会計等に属する特別会計		△ 437	△ 2,038	1,601	
	市営駐車場事業特別会計 ③		35	11	24	
	市バス事業特別会計 ④		0	63	△ 63	
公営事業会計	特別会計等以外の特別会計	一般会計	国民健康保険事業特別会計 ⑤	△ 33,516	△ 26,152	
			後期高齢者医療事業特別会計 ⑥	16,789	15,804	
	公営企業会計	法適用	水道事業会計 ⑦	179,335	193,062	
			公共下水道事業会計 ⑧	398,410	412,766	
			東部地区工業用水道事業会計 ⑨	98,758	94,540	
			工業用地造成事業特別会計 ⑩	0	0	
	合計 A(①～⑩の合計)		1,102,534	850,992	251,542	
	標準財政規模 B		7,402,147	7,126,818	275,329	
	連結実質赤字比率 (A/B)×100	比率		—	—	
		算定値		△ 14.89	△ 11.94	
				△ 2.95		

早期健全化基準	18.92
財政再生基準	30.00

(注 1) 一般会計①～後期高齢者医療事業特別会計⑥については「実質収支額」を、水道事業会計⑦～工業用地造成事業特別会計⑩については「資金不足額・剩余额」を示す。

(注 2) 連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率」の算定値は負の値で示される。

令和3年度の連結実質収支額は11億253万4千円の黒字であるため、連結実質赤字比率（算定値）は△14.89%である。この結果、令和3年度の連結実質赤字比率は早期健全化基準を下回っている。今年度は、前年度に比べ2.95ポイント改善している。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標である。

また、実質公債費比率は、健全化判断比率のひとつであると同時に、地方債の協議に係る財政指標でもある。この実質公債費比率について、（審査を行う年度を含めた）過去3か年の平均数値が25%以上になれば一般単独の起債が制限され、35%以上になれば一般公共事業債などの起債が制限されることになる。

$$\text{実質公債費比率(%)} = \frac{\text{地方債の元利償還金(公債費充当特定財源を控除) + 準元利償還金 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

実質公債費比率の推移は、下表のとおりである。

(単位:千円、%)				
区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方債の元利償還金(繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く) ①	1,172,588	1,193,462	1,176,389	1,177,583
公債費充当特定財源 ②	54,066	54,106	72,093	68,086
準元利償還金 ③	329,425	344,770	351,013	374,276
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	872,186	893,737	903,415	908,403
標準財政規模 ⑤	7,402,147	7,126,818	6,850,340	6,863,552
各年度の実質公債費比率(%) (①-②+③-④) / (⑤-④) × 100	8.81722	9.47186	9.28033	9.66172
本年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)		9.1		
前年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)			9.4	
増減ポイント		△ 0.3		
早期健全化基準		25.0		
財政再生基準		35.0		

実質公債費比率は、審査の対象年度を含めた 3 か年平均の数値であり、令和 3 年度の実質公債費比率は 9.1% である。この結果、令和 3 年度の実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、前年度に比べ 0.3 ポイント改善した。実質公債費比率が減少していることは、財政運営に弾力性をもたらすという点から好ましい状況といえる。

また、単年度で比較すると、令和 3 年度は前年度に比べ約 0.7 ポイント改善している。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

$$\text{将来負担比率} (\%) = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(単位:千円、%)				
区分	令和3年度	令和2年度	増 減	
地方債の現在高 ①	9,421,799	9,704,855	△ 283,056	
債務負担行為に基づく支出予定額 ②	144,521	144,542	△ 21	
公営企業債等繰入見込額 ③	2,338,290	2,659,168	△ 320,878	
組合負担等見込額 ④	194,539	262,008	△ 67,469	
退職手当負担見込額 ⑤	1,810,338	1,833,356	△ 23,018	
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	0	0	0	
連結実質赤字額 ⑦	0	0	0	
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	0	0	0	
将来負担額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) A	13,909,487	14,603,929	△ 694,442	
充当可能基金 ⑨	3,419,297	2,731,586	687,711	
充当可能特定歳入 ⑩	424,847	469,877	△ 45,030	
基準財政需要額算入見込額 ⑪	8,713,972	9,144,280	△ 430,308	
充当可能財源等 (⑨+⑩+⑪) B	12,558,116	12,345,743	212,373	
A将来負担額-B充当可能財源等 C	1,351,371	2,258,186	△ 906,815	
標準財政規模 D	7,402,147	7,126,818	275,329	
算入公債費等の額 E	872,186	893,737	△ 21,551	
D標準財政規模-E算入公債費等の額 F	6,529,961	6,233,081	296,880	
将来負担比率 C/F × 100 (%)	20.6	36.2	△ 15.6	
早期健全化基準		350.0		

令和3年度の将来負担比率は20.6%で早期健全化基準を下回っている。前年度と比較すると、15.6ポイント改善している。

### 3. 資金不足比率の状況

資金不足比率は、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標で、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなる。

資金不足比率が経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）以上となった場合には、企業ごとに当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図らなければならないことになる。

各会計の資金不足比率の推移は、下表のとおりである。

(単位:%)

財政指標名		令和3年度 資金不足比率	令和2年度 資金不足比率	増減
①水道事業会計	比率	—	—	—
	算定値	△40.9	△43.8	2.9
②公共下水道事業会計	比率	—	—	—
	算定値	△189.1	△195.9	6.8
③東部地区工業用水道事業会計	比率	—	—	—
	算定値	△856.3	△841.1	△15.2
④工業用地造成事業特別会計	比率	—	—	—
	算定値	0.0	0.0	0.0
経営健全化基準		20.0		

令和3年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足額が発生していないので資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

その結果、本市の比率は、いずれも国の示す基準からみて、健全な範囲を維持しているものの、水道事業会計及び公共下水道事業会計については算定値が悪化しており注視が必要である。

$$\text{資金不足比率(%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

・資金の不足額

法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起した地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費に充てるために起した地方債現在高) - 解消可能資金不足額

・事業の規模

法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(単位 : 千円、 %)

	会計名	区分	令和3年度	令和2年度	増減
法適用事業	水道事業	資金不足額・余剰金A	179,335	193,062	△ 13,727
		事業の規模B	437,883	440,454	△ 2,571
		資金不足比率(A/B)×100	△ 40.9	△ 43.8	2.9
	公共下水道事業	資金不足額・余剰金A	398,410	412,766	△ 14,356
		事業の規模B	210,661	210,670	△ 9
		資金不足比率(A/B)×100	△ 189.1	△ 195.9	6.8
	東部地区工業用水道事業	資金不足額・余剰金A	98,758	94,540	4,218
		事業の規模B	11,533	11,239	294
		資金不足比率(A/B)×100	△ 856.3	△ 841.1	△ 15.2
法非適用事業	工業用地造成事業	資金不足額・余剰金A	0	0	0
		事業の規模B	0	0	0
		資金不足比率(A/B)×100	0.0	0.0	0.0

## 第5. 意見

令和3年度の本市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率とともに、国の示す早期健全化基準及び経営健全化基準からみて、引き続き健全な範囲で推移している。

令和3年度の比率及び算定値を前年度と比較した場合、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は改善しているものの、資金不足比率は悪化している。特に水道事業会計は2年連続悪化、公共下水道事業会計は3年連続悪化しており注視が必要である。

将来にわたって持続可能な市民サービスを提供するため、今後も市民の理解と協力を得ながら、より効率的かつ効果的な行政運営と財政基盤の安定化に努め、財政健全化及び経営健全化が推進されることを要望する。